



平成30年2月9日

内閣府（防災担当）

「平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を1年間延長する政令が2月6日（火）に閣議決定され、本日（2月9日（金））公布・施行されました。

I 政令の概要

平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨により被害を受けた福岡県朝倉市及び朝倉郡東峰村の中小企業に関する特別の助成として講じている中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条）について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を1年間延長し、平成31年2月9日までとします。

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

II スケジュール

2月6日（火） 閣議決定

2月9日（金） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 武藤、玉田、南雲

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

政令第三十二号

平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十九年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和三十七年政令第四百三号」の下に「。以下「令」という。」を加え、「同令」を「令」に改める。

本則に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第三条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、令第二十四条の規定にかかわ

らず、平成三十一年二月九日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十九年政令第二百十九号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（都道府県に係る特例） 第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。 （災害関係保証に係る期限の特例） 第三条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、令第二十四条の規定にかかわらず、平成三十一年二月九日とする。	（都道府県に係る特例） 第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。 （新設）